

南紀熊野ジオパーク推進協議会後援名義使用承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 各種団体等が行う大会等の行事（以下「行事」という。）について、南紀熊野ジオパーク推進協議会後援名義の使用承認を行う場合の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 会長は、行事が次の各号の全てに該当する場合は、後援名義使用承認を行うものとする。

- (1) 推進協議会施策の啓発振興に寄与すると認められるもの
- (2) 政治活動、宗教活動等にかかわりがないと認められるもの
- (3) 特定の団体等の宣伝又は営利を目的としないもの
- (4) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれのないもの

2 会長は、申請者自身又は申請団体の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者、その他実質的に関与している者が次の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合は、後援名義使用承認を行わないものとする。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下この条において「暴力団員等」という。)であると認められる者
- (2) 暴力団(暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(申請手続)

第3条 前条の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書(様式第1号)を南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局に提出しなければならない。ただし、協議会構成団体が申請を行う場合にあっては代表者印の押印を省略することができるものとする。

- (1) 行事の名称
- (2) 行事の目的
- (3) 行事の実施日時又は実施期間
- (4) 行事の実施場所
- (5) 行事の主催団体名
- (6) その他必要な事項(他の後援依頼先、入場料、行事の実施責任者等)

2 協議会構成団体以外が申請を行う場合にあっては、前項の申請書に誓約書(様式第2号)を添付するものとする。

(承認の通知)

第4条 会長は、第2条の承認をしたときは、承認通知書(様式第3号)を速やかに申請者あて送付するものとする。ただし、協議会構成団体からの申請を承認する場合にあっては、会長印の押印を省略することができるものとする。

(承認の取消し)

第5条 会長は、第2条の承認を行った後に、行事が同条の承認基準に反することが明らかになった場合、および虚偽の申請をしたことが明らかになった場合には、当該承認を取り消すことができる。

(実施報告)

第6条 第2条の承認を受けた者は、行事終了後、速やかに実施報告書（様式第4号）に
関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(決裁)

第7条 第2条から第6条についての事務は、南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局長が
専決できるものとする。

(その他)

第8条 後援名義の使用に関して、この基準により難しい事項については、別途定めるもの
とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月10日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。